

令和3年度 朝霞保健所難病相談支援者支援研修会 実施要領

1 目的

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が令和3年5月20日に施行し、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化された。この改正によりあらゆる分野で災害対策の拡充がなされている。

そこで本研修は、令和元年度に引き続き、難病相談支援者が災害時の備えを平時から進めるための具体的な方法を理解し、防災意識を高め、さらには医療・福祉・介護・防災・保健分野の連携強化を目的として実施する。

2 日時 令和3年12月22日（水）14時00分から16時00分まで

3 方法 ZOOMによる研修会

4 テーマ 平時から考える難病在宅人工呼吸器使用者等の災害時の備え

～患者・家族と医療・福祉・介護・防災・保健分野のネットワーク構築のために～

5 講師 東京都医学総合研究所 難病ケア看護プロジェクト

主席研究員 小倉 朗子 氏

6 内容

(1) 各所属等の取組紹介 60分

ア 「朝霞保健所における在宅難病患者への取組」

朝霞保健所 保健予防推進担当 宮前 有里 保健師

イ 「志木市における避難行動要支援者への取組等」

志木市総務部防災危機管理課 新井 敦偉 主事

ウ 「ふじみ野市における個別避難計画作成の取組等」

ふじみ野市福祉部障がい福祉課障がい福祉係 皆川 友豪 係長

エ 「三芳町における要援護者への取組」

三芳町福祉課 三室 茂浩 課長、自治安心課 前田 早苗 課長

オ 「チームで取組むALS患者の災害時個別支援計画作成」

ケアライフ朝霞 山崎 幸子 介護支援専門員

カ 「当事者の立場から～自身とチームでつくる災害時の備え～」 (仮)

難病患者当事者

(2) 講演「平時から考える難病在宅人工呼吸器使用者等の災害時の備え 20分

～患者・家族と医療・福祉・介護・防災・保健分野のネットワーク構築のために～」

(3) 情報交換 関係機関との連携について 20分

(4) 講評

7 対象者 朝霞保健所管内の医療・介護・福祉・保健・防災等関係職員

市町障害福祉・介護・防災・保健等関係職員、訪問看護師、ケアマネージャー

障害相談員、社会福祉士、医療ソーシャルワーカー、保健師等

8 申込方法 電子申請システム（QRコードまたは下記URL）からお申込み。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=28070

埼玉県朝霞保健所HPからもアクセス可能。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0702/h30-nanbyo.html>

申込期限 令和3年12月10日（金）



➡裏面、受講方法・備考についてのご案内あり。

受講方法

1. 受講の申し込みをします(電子申請からのお申込みとなります)。
QRコードまたは下記URLからお申込みください。朝霞保健所HPからもアクセス可能です。
2. 申込完了メールが届きます。
3. 開催日が近づきましたら参加URL等が届きます。
4. 当日URLにアクセスし、研修を受講してください。
5. 受講後アンケートに回答をお願いします。

備 考

- ・申込個人情報の取り扱い：お申込みの際に取得した個人情報は受講管理のみに使用し、他の目的には使用しません。
- ・動画視聴方法にかかる通信料等は、視聴される方の負担となります。
- ・本講演の録画・録音・撮影、および資料の2次利用、詳細内容のSNSへの投稿は固くお断りいたします。これらの行為が発覚次第、著作権・肖像権侵害として対処させていただきます。
- ・プログラムの内容・配信方法が変更する場合がございます。
変更については下記URL埼玉県朝霞保健所ホームページに随時更新してまいりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当(難病担当) 犬飼・宮前

電話：048-461-0468

研修案内ホームページURL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0702/h30-nanbyo.html>